

お客様各位

外国送金（仕向・被仕向）の内容確認に関するお願い

当金庫は、本邦外為法や米国OFAC規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策に取り組んでおります。犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性の高い金融サービスを維持していくため、外国送金（仕向・被仕向）の取扱を以下のとおりとさせていただきます。

お取引の背景、海外の送金依頼人や受取人とのご関係、送金の目的や送金原資についての説明や資料のご提示をお願いしております。ご協力いただけない場合や確認させていただいた内容によっては、当金庫の判断によりお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

1. 外国へ送金する場合（仕向送金）

送金原資の確認にご協力ください。（現金での取扱いはできません。）当金庫口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合は確認資料（売上や給与が入金されている他行預金通帳など）のご提示をお願いいたします。また、送金金額、送金目的や受取人との関係性がわかる資料のご提示をお願いいたします。

2. 外国からの送金を受領する場合（被仕向送金）

送金を受領する理由、金額、送金依頼人との関係性がわかる資料のご提示をお願いいたします。内容次第では、受領後の資金用途に関する資料をお願いする場合がございます。

3. 確認資料の例

送金目的	提示をお願いする確認資料
貿易取引	商業送り状（INVOICE）、原産地証明書、船荷証券、注文書、売買契約書、輸入許可通知書、輸出許可通知書、取引内容が明記されたメール文書の写し 等 * 商品名や原産地、船積地を確認させていただきます。
生活費等	送金依頼人と受取人との関係性や資金の必要性を確認できる資料、送金依頼人・受取人の身分証明書 等
学費等	授業料や留学費用の請求書、入学や在学が確認できる資料 等
投資	投資を行うにあたっての契約書、投資先企業に関する資料 等
自己資金の移動	通帳や口座の情報が確認できる資料、資金移動を必要とする資料 等

4. ご注意事項

(1) お取引が、外為法上の経済制裁の関連規制や米国OFAC規制等に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告ください。（別紙『『外国為替及び外国貿易法』、『米国OFAC規制』への対応について』を参照下さい。）

ご申告の際は、お客様の知りうる限りにおいて、お取引の関係者に、資産凍結等対象者が直接・間接的に関与、実質的に制裁対象者に支配されていないこと、北朝鮮居住者（法人・個人）が関与しないことをご確認ください。

(2) 真の「受取人」と依頼書記載の「受取人」の名前が異なる時、あるいは真の「送金依頼人」が存在する時、合理的理由が確認できない場合はお断りさせていただきます。

* INVOICEに記載されている受取人名と依頼書の受取人名が異なる場合は契約書など関係性のわかる確認資料が必要となります。

(3) 受取人住所がP. O. BOX（私書箱）で表示されており真の住所が確認できない場合はお断りさせていただきます。

(4) 中国向けの送金の場合は受取人の住所に省名・都市名を必ず明記してください。

(5) 受付可否の判断や送金のお手続きに時間がかかる場合があることをご了承ください。